

管理者の専決処分事項指定の件

昭和46年7月28日告示第3号

改正 平成15年10月16日告示第10号

令和6年3月25日告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項は、管理者において専決処分することができる。

- (1) 組合債を変更しない範囲内で起債及び償還の方法に係る予算の補正をすること。
- (2) 所轄行政庁が組合債を起すことについて不許可又は更正を命ぜられた場合にその起債借入額を変更すること。
- (3) 法第96条第1項第12号に規定するもののうち、軽易と認められるもの。
- (4) 法律上組合の義務に属する1件金額100万円以下の損害賠償の額を決定すること。
- (5) 法第243条の2の8第8項の規定に基づき、職員の賠償責任を免除しようとする場合において、当該賠償責任の金額が50万円以下のものの免除をすること。
- (6) 法第7条の規定による廃置分合に基づく長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減とこれに伴う規約の変更に関する事。ただし、廃置分合関係市町村が長崎縣市町村総合事務組合の構成市町村である場合に限ることとする。